

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成17年 9 月 第 1 回訂正分)

さくらインターネット株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い証券取引法第 7 条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年 9 月20日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成17年 9 月 2 日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し3,500株(引受人の買取引受による売出し2,800株、オーバーアロットメントによる売出し700株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成17年 9 月16日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 平成17年 9 月 2 日開催の取締役会決議によっております。

(注) 1 の番号及び 2 の全文削除

2 【募集の方法】

平成17年 9 月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成17年 9 月16日開催の取締役会において決定された発行価額（136,000円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「238,000,000」を「272,000,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「119,000,000」を「136,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額（円）」の欄：「238,000,000」を「272,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「119,000,000」を「136,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 3 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、平成17年9月16日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。
- 5 仮条件（160,000円～180,000円）の平均価格（170,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は340,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価額（円）」の欄：「未定(注)2」を「136,000」に訂正。

「資本組入額（円）」の欄：「未定(注)2」を「68,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、160,000円以上180,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成17年9月29日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
① 高品質のサービスを低価格で提供しており、価格優位性を活かした成長が期待できること。
② 付加価値をつけたサービスを提供することで、他社との差別化を図っていること。
③ ブロードバンド化の進展に伴い、法人だけでなく個人の顧客層も獲得していること。
以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は160,000円から180,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成17年9月20日に公告した商法上の発行価額（136,000円）及び平成17年9月29日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 7 引受価額が発行価額（136,000円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社1,040、新光証券株式会社192、コスモ証券株式会社192、高木証券株式会社192、エンゼル証券株式会社192、丸八証券株式会社96、マネックス・ビーンズ証券株式会社48、松井証券株式会社48」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日（平成17年9月29日）に元引受契約を締結する予定であります。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額（円）」の欄：「294,400,000」を「312,800,000」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「284,400,000」を「302,800,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（160,000円～180,000円）の平均価格（170,000円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額302,800千円につきましては、全額設備投資に充当する予定であります。現状における設備投資の計画につきましては「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。平成18年3月以降の設備計画につきましては、詳細は確定しておりませんが東京データセンター新設に伴う設備資金として充当する予定であります。なお、東京データセンターの新設計画が確定するまでは、安全性の高い金融商品で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「448,000,000」を「476,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額（円）」の欄：「448,000,000」を「476,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3 売出価額の総額は、仮条件（160,000円～180,000円）の平均価格（170,000円）で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「112,000,000」を「119,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額（円）」の欄：「112,000,000」を「119,000,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 売出価額の総額は、仮条件（160,000円～180,000円）の平均価格（170,000円）で算出した見込額であります。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

⑦ 法的規制について

当社は、電気通信事業法（※18）による届出を総務省 近畿総合通信局に行っており、E11-1397として登録を行っております。また、現時点においては同法及び所轄官庁の通達などに、当社の事業に大きな影響を及ぼすような条項などは含まれておりませんが、免許制度による業務範囲の指定等がなされる可能性があります。この場合当社の業務に支障をきたす可能性があります。

また、電気通信事業法の第14条において取消事由が定められており、内容は次のとおりとなっております。

- ・電気通信事業法に基づき命令・処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められたとき
- ・不正の手段により電気通信事業者登録または変更登録を受けたとき
- ・電気通信事業法、有線電気通信法、電波法の規定により罰金以上の刑に処せられた場合
- ・役員が、前号に該当した場合

電気通信事業法で規定される「通信の秘密」や「利用の公平」などの原則を役員・社員に対して徹底し、法令違反が発生しないよう体制作りを行っておりますので、当社は登録の取消の事由に該当する事実はないと認識しております。また、登録制度における有効期限はございません。しかしながら、将来、何らかの理由により登録等の取消等があった場合には、当社の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。